

議案第 14 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 投票所の投票管理者の項中「11,800 円」を「14,500 円」に、「5,900 円」を「7,250 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「10,500 円」を「12,800 円」に、「5,250 円」を「6,400 円」に改め、同表開票管理者の項及び選挙長の項中「11,800 円」を「12,200 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,800 円」を「12,400 円」に、「5,400 円」を「6,200 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500 円」を「10,900 円」に、「4,750 円」を「5,450 円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「10,800 円」を「10,100 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生ずる報酬について適用し、同日前に支給事由の生じた報酬については、なお従前の例による。

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正等を踏まえ、投票立会人等の報酬の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。